**Online materials**

信頼できる診療ガイドライン作成のための基準（IOM)

「診療ガイドラインのためのGRADEシステム（第2版）」（相原、凸版メディア、2015年）のオンライン追加資料です。<http://www.grade-jpn.com/online_supplementals/online_supplemental_materials.html>

* 詳細は書籍の**6.1章**を参照ください。
* ファイル名：IOM\_standards-jp.docx　（相原作成、2014年10月）

Standards for Developing Trustworthy Clinical Practice Guidelines (CPGs)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **診療ガイドライン：** | 　 |   |
|  |  |
| **項目** | **説明** | **チェック** |
| **1．透明性の確保** | 1.1 CPGの作成とその資金提供のプロセスを明確に詳述し、公示すべきである | 　 |
| **2．利益相反（COI: conflict of interest）の管理** | 2.1 ガイドライン作成グループ（GDG: Guideline Development Group）の選定の前に、まずメンバー候補である各個人は、作成グループの活動とのCOI発生になりうるあらゆる利害や活動を、GDG召集者に書面にて開示すべきである。 | 　 |
| **3．ガイドライン作成グループの構成** | 3.1 GDGは、さまざまな方法論専門家や臨床医、ならびにCPGの影響を受けると考えられる集団からなる分野横断的でバランスのとれた構成とすべきである。 | 　 |
| **4．診療ガイドラインとシステマティック・レビューの連係** | 4.1 CPG作成者は、米国医学研究所（Institute of Medicine）の「効果比較研究のシステマティック・レビューの基準に関する委員会（Committee on Standards for Systematic Reviews of Comparative Effectiveness Research)」が制定する基準を満たすシステマティック・レビューを使用すべきである。 | 　 |
| **5．推奨に向けたエビデンスの基盤作りならびに推奨の強さの評価** | 5.1 各推奨事項について、次に示す項目を提示すべきである。・当該推奨の根拠に関する説明。以下の事項を含めること。・考えられる利益と害に関する明確な記載。・入手可能な関連エビデンス（ならびにエビデンスの欠落）の要約、入手可能な・エビデンスを統合したものの質（適用可能性を含む）、件数（完全性を含む）、一貫性に関する記載。・推奨を導く上での価値観、意見、理論、臨床経験が果たした役割についての説明。・推奨の基盤となったエビデンスに対する確信レベル（確信性）の評価。・上述の項目を踏まえた上での推奨の強さの評価。・当該推奨に関する意見の相違の記載と説明。 | 　 |
| **6．推奨の表記** | 6.1 推奨は標準的な形式で表記し、推奨される措置やその措置を実行すべき状況を明確に詳述すべきである。 | 　 |
| **7．外部レビュー** | 7.1 外部レビュアは、科学専門家や臨床専門家、団体（例: 医療団体や専門家団体）、政府機関（例: 連邦政府）、患者、一般市民の代表者を含む、関連する利害関係者全体を網羅した構成とすべきである。  | 　 |
| **8．更新** | 8.1 CPGには、CPG出版日、関連するエビデンスのシステマティック・レビューの実施日、今後のCPGレビュー実施予定日を記載すべきである。 | 　 |
| **コメント** |  |  |
| 　 |

参照:

上記項目においては、一部のみを記載しています。詳細は、下記のサイトで確認してください。

●<http://www.grade-jpn.com/iom/Clinical_Practice_Guidelines_We_Can_Trust-j.html>

●[信頼できる診療ガイドラインのためのIOM基準](http://www.grade-jpn.com/Standards%20for%20Developing%20Trustworthy%20Clinical%20Practice%20Guidelines.pdf)